

(議案第 17 号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

会 長 : ありがとうございます。説明は終わりました。これより発言を許します。なお、発言の際は必ず挙手をし、指名された後に発言していただくようお願いいたします。それでは、ただいま事務局より説明があった議案第 17 号の案件につきまして、質問及び意見はございませんか。

委 員 : 資料 17-6 ページの説明会での意見について、実行性のある計画にしてほしいと意見が挙がっていることに対し、新たに追加する区域にはまだ人がお住まいであると聞いているが、補助金がもらえる事業期間内に整備が完了する見通しはあるのか。また、資料 17-5 ページで尼崎城址公園の変更後に展望広場と多目的広場がなくなっている理由を聞かせてほしい。

事務局 : 計画区域の中にお住まいの方々とは協議を進めている状況である。ただ一方的に物事を進めるのではなく、話し合いをしながら慎重に進めており、事業期間内に整備できるよう努力していく。展望広場と多目的広場がなくなっている理由については、当初想定していなかった尼崎城が建設されることになり、資料 17-4 ページにある城南側の赤色着色のエリアに芝生広場を設けて城を中心としたイベントを開催する等、用途を新たに検討してきた中で変更している。

委 員 : 都市計画決定を行うにあたり、資料 17-5 ページの変更前後対照表の備考は審議内容に含まれるものなのか。

事務局 : 変更前後対照表の備考欄には公園の施設等の概要を記載しており、どのような公園か伝わらないと審議できないと考える。

会 長 : 先の質問に対する補足として、資料 17-2 ページにある計画書の備考欄の内容に変更があった場合、審議会で付議されるべき対象となるのか。

事務局 : 近隣公園を運動公園に変更する等、公園機能が大きく変更とならない限り、備考欄の内容を変更するだけでは審議対象とはならない。

議案第 17 号 (全員異議なしで、原案どおり可決)